

## 司法院釈字第345号（1994年5月6日）\*

### 争 点

税金滞納者の出国を制限する法規の規定は違憲か。

（限制欠稅人出境辦法之限制規定違憲？）

### キーワード

税金滞納者（欠稅人）、国税（稅捐）、關稅（關稅）、出国の制限  
(出境限制)

**解釈文：**「行政院」（内閣に相当）が中華民国七三年（1984年）七月一〇日に改正・公布した「税金滞納者または税金滞納営利事業の代表者の出国を制限するための実施細則」は、「税捐稽徵法」（税金徵收法）第二四条第三項および「關稅法」第二五条の一第三項に基づいて定められたものである。同細則第二条第一項の規定は、前記法律の授権目的と範囲を超えていないというべきである。また、同細則第五条によれば、同条に定められている六つの状況のいずれかにあたる場合、直ちに出

国の制限を解除しなければならない。これによると、納稅義務者の権益はすでに十分に考慮されている。よって、前記細則は、税収を確保し、公共利益を増進するため必要なものであり、憲法に違反するとはいえない。

**解釈理由書：**「税捐稽徵法」第二四条第三項によれば、「納稅義務者は、納付すべき税金が一定金額まで滞納している場合、司法機關または『財政部』（財務省に相当）がその事情を『内政部入出境管理局』（出入国管理局に相当

---

\*翻訳者：陳洸岳

)に通告し、該当者の出国を制限することができる。税金滞納者が営利事業である場合、その代表者の出国を制限することができる。但し、該当者が相当な担保を提供了した場合、その出国の制限を解除しなければならない。これらの事項に関する実施細則は、行政院に委ねる」。また、関税法第二五条の一第三項にも同じ旨の規定が定められている。これに基づいて、行政院が中華民国七三年七月一〇日に改正・公布した「税金滞納者または税金滞納営利事業の代表者の出国を制限するための実施細則」は、上記法律の明確な授権により定められたものである。同細則第二条第一項によれば、「中華民国の領域内に居住している個人または中華民国の領域内における営利事業が、確定された納付すべき税金または関税が法定納付期限を超え、しかも滞納税金と確定された罰金のいずれ、またはその合計の金額が五〇万台灣ドル（個人の場合）、一〇〇万台灣ドル（営利事業の場合）を超える場合、税務局または税関が財政部を通して、内政部入出境管理局にその事

情を通告して、当該税金滞納者または税金滞納営利事業の代表者の出国を制限する」。この規定は、前記法律の授権目的と範囲を超えていないというべきである。また、同細則第五条によれば、同条に定められている六つの状況のいずれかにあたる場合、直ちに出国の制限を解除しなければならない。これによると、納税義務者の権益はすでに十分に考慮されている。よって、前記細則における出国の制限に関する規定は、税収を確保し、公共利益を増進するために必要なものであり、憲法第一〇、二三条のいずれの規定にも違反していない。